

横浜市南区福祉保健活動拠点 指定管理者申請要項

令和2年1月
横浜市南区福祉保健課

1 指定管理者制度の趣旨

多様化する市民ニーズに対してより効果的、かつ効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成 15 年 6 月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されました。これによって従来、公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営は、企業及び NPO 法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

福祉保健活動拠点は、平成 27 年度まで公募による指定管理者の選定を行ってきましたが、平成 28 年度以降に指定期間（5 年間）が開始する施設からは、区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）を前提として非公募による選定手続きを実施してきました。令和 3 年度以降に指定期間が開始する施設の指定管理者の選定方法について検討した結果、福祉保健活動拠点は横浜市指定管理者制度運用ガイドラインの非公募要件である「利用者等との関係性の維持が極めて重要であること」などに合致すること、及び近年の各区福祉保健活動拠点における事業実績評価の結果が良好であり、課題解決に向けた PDCA サイクルによって運営の質の維持・向上を図る仕組みが機能していることを確認しました。

つきましては、令和 3 年 4 月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたっては、区社協を前提として、非公募による選定手続きを実施します。

2 選定の概要

(1) 対象施設

ア 施設名

横浜市南区福祉保健活動拠点（以下「拠点」という。）

イ 所在地

横浜市南区浦舟町 3 - 46 浦舟複合福祉施設 8 階

(2) 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(3) 指定管理者の選定及び指定（「6 選定に関する事項」参照）

横浜市は、「横浜市南区における福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき申請を受け付け、横浜市福祉保健活動拠点条例（以下「条例」という。）第 11 条第 1 項に基づき設置される「横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の意見を尊重して、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の選定を行います。

その後、横浜市の議決を経て、指定管理者として指定します。

(4) 問合せ先

〒232-0024 横浜市南区浦舟町 2 - 33

南区福祉保健課事業企画担当（4 階 42 番窓口）

電話：045（341）1184 Fax：045（341）1189

E-mail mn-jigyokikaku@city.yokohama.jp

3 申請条件について

今後、業務内容や人員体制等が変更となる場合があります。変更が生じた場合には、指定管理者（指定候補者）と協議のうえ、変更協定書を締結します。

4 指定管理者が行う業務

条例第2条第1号及び第2号に規定する事業の実施に関すること
（詳細は、以下を参照してください。）

5 福祉保健活動拠点の概要

(1) 施設の設置目的

拠点は、「市民の誰もが日常的に相互に支え合い、住み慣れたところで安心して自立した生活が続けられる地域社会の実現に資するため」に設置されています（条例第1条）。

(2) 実施事業（具体策）

横浜市南区福祉保健活動拠点関連資料「3 拠点の実施事業（3ページ）」を参照してください。

(3) 業務実施体制及び留意事項等

ア 施設及び設備の維持管理

(7) 維持管理の対象となる施設及び設備

横浜市南区福祉保健活動拠点関連資料「1 施設の概要（1ページ）」における施設及び設備の維持管理を行います。

(4) 小破修繕

拠点内の施設、設備及び備品（点字プリンター及び録音機器の修繕並びに更新費用）の小破修繕^{※1}は、合計金額が年間30万円の範囲内（指定額）で、指定管理料で負担することとします。

なお、これらの年間修繕費が合計30万円を超えた部分の金額は、横浜市の予算の範囲内で追加協定を結ぶこととします。

※1：併設施設との共用部分（按分後の併設施設負担部分を除く。）も含まれます。

【補足説明】

- 横浜市が発注する修繕工事は、小破修繕には含まれません。
- 併設施設との共用部分を修繕する場合の費用按分の考え方は、資料1「浦舟複合福祉施設の管理に関する協定書」のとおりとします。

イ 職員配置基準（令和2年1月現在）

本指定管理を実施するために、次の職員を配置することとします。

職種等	人員等
管理運営責任者	・常勤 1名（兼務可 ^{※1} ）
本指定管理業務に従事する職員 ^{※3}	・常勤 1名以上 ^{※2} ・その他、必要に応じて非常勤職員を適切に配置することとします。

※1：管理運営責任者は、本指定管理業務に従事する職員が兼務するものとします。ただし、拠点の指定管理者となる団体に所属する職員が、拠点の管理運営責任者を兼務することも可とします。

※2：常勤職員については、やむを得ず欠員が生じた場合は、欠員期間に応じて指定管理料の返還を求めます。なお、連続して30日を超えて不在（年次有給休暇を除く）となる場合は、31日目以降を欠員として扱い、欠員期間に応じて指定管理料の返還を求めます。

※3：拠点の開館時間中は、常時1名以上の職員体制をとります。

ウ 指定管理料^{※1、2、3、4}

(ア) 横浜市は、拠点の運営の経費に充てるため、人件費、事業費、事務費及び管理費について、指定管理者に対して指定管理料を支払います。

(イ) 指定管理料の上限額は、別に示しますので、それを参考に提案を行うものとします。なお、指定期間中の指定管理料は、社会情勢等の状況により、変更となる場合があります。

(ウ) 指定管理料は、申請の際に提出された指定管理料提案書及び収支予算書をもとに、会計年度（4月1日から翌3月31日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の金額、支払時期及び支払方法等は、別途協定で定めます。

(エ) 各年度の指定管理料は、協議により決定します。なお、申請の際に提出された指定管理料の金額から減額する場合には、管理・運営及び事業内容等（開館日数及び開館時間の変更等を含む。）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

(オ) 指定管理者による管理運営が、本申請要項、申請書類及び協定等で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。指定管理料減額の基準及び手続き等は、協定で定めます。

(カ) 指定管理業務に関する事業経費は、法人自体の口座とは別の口座で管理することとします。

※1：指定期間中の各年度の予算案が、横浜市会において議決されることを予算執行の条件とするものです。

※2：制度改正等により業務内容及び人員体制等に変更が生じた場合は、指定管理者と協議のうえ、必要に応じて指定管理料の調整を行います。

※3：指定管理料として支払われる項目は、別紙「横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者申請関係書類」の「<様式3説明資料>福祉保健活動拠点の指定管理料提案書及び収支予算書作成方法について」を参照してください。

※4：管理費は、施設の維持保全に係る清掃、点検、運転及び監視等の経費を含みます。

エ 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、2年目以降の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

賃金水準スライドの詳細については、資料4「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を参照してください。

オ 利用者の実費負担について

(ア) 拠点は、利用料金制を採用しておらず、施設の利用に係る利用料金は徴収しません。その他経費（印刷機及び複写機等の使用に係る印刷費・紙代等）の実費は利用者の負担とし、適切に徴収します。

(イ) 自主事業等（ボランティア講座等）の実施に係るテキスト代及び保険料等の実費相当額を参加者から徴収することができます。これら実費収入は、指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

カ 備品等の扱いについて

指定管理者は、本指定管理実施の用に供するため、横浜市が所有する備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）は、「横浜市物品規則（昭和31年3月横浜市規則第33号）」に定められた物品管理簿（様式第14号）を備え適切に管理を行うものとします。

備品等（Ⅰ種）が本指定管理実施の用に供ができなくなった場合には、横浜市と調整のうえ、指定管理者が指定管理料または団体の負担により当該備品等を修理するものとします。

なお、多額の費用を要することなどにより修理が困難なときは、指定管理者は、横浜市と協議のうえ、原則として、当該備品等を廃棄し、同等の機能を有する備品等を購入または調達し、指定管理者が購入又は調達した備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）として管理するものとし、備品等（Ⅰ種）とは明確に区分して管理するものとします。

(4) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担は、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応は、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		横浜市	指定管理者	分担（協議）
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	

賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	横浜市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	横浜市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
組織再編行為等	指定管理者の組織再編行為等により市に発生する費用※ ¹		○	
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	横浜市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
利用者等への損害賠償	横浜市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	横浜市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
申請要項等	申請要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※ ^{2, 3}	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※1：①次期指定管理者の指定のために開催する選定委員会の委員に支払う謝金等の費用

②組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用

※2：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動及びストライキ等

※3：自然災害を原因とする不可抗力は、公的機関が発行する罹災証明書によって、発生した災害と受けた被害の因果関係が証明できることを原則とする。

(5) 業務実施上の留意事項

ア 関係法規の遵守

指定管理業務を実施するうえで、主に次に記載する関連法令及び規則等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令及び規定等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法規>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (ウ) 横浜市福祉保健活動拠点条例（平成 10 年 10 月条例第 40 号）
- (エ) 横浜市福祉保健活動拠点条例施行規則（平成 10 年 11 月規則第 88 号）
- (オ) 横浜市福祉保健活動拠点事業実施要綱
- (カ) 横浜市福祉保健活動拠点施設使用に関する要綱
- (キ) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (ク) 横浜市個人情報保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (ケ) 横浜市中心企業振興基本条例（平成 22 年 3 月横浜市条例第 9 号）
- (コ) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (サ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法等）
- (シ) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律）
- (ス) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (セ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- (ソ) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）

<主な関係法令及び規則等>

URL :

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/shisetsu/kyoten/kanrenhouki2019.html>

イ 区行政との協働について

指定管理者は、区政運営方針や区地域福祉保健計画等、区の方針のもと、福祉保健活動拠点の役割を理解し、区と協働して事業に取り組み、市民に対する福祉保健サービスの向上に努めることとします。

ウ 業務の基準及び評価について

(7) 事業計画書及び事業報告書等の提出について

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物は、横浜市が公表することとします。

なお、事業計画書及び事業報告書等の内容は、協定等において定めるものとします。

(4) 自己評価の実施について

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の実施について

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

拠点の指定管理者は、横浜市が定めた共通評価基準に基づき、横浜市が認定した民間評価機関（NPO法人、シンクタンク等）による評価を受けることとし、これらの結果は、横浜市のウェブサイトで公表されます。

なお、受審時期は、指定期間の2年目又は3年目のいずれかのうち横浜市との協議により定める時期を原則とします（受審に伴う費用は指定管理者の負担（20万円（消費税及び地方消費税を含まない。））となります。任意で2回以上第三者評価を受けていただくことは可能ですが、指定管理料として積算が認められるのは1回分のみです）。

(E) 拠点事業実績評価の実施について

横浜市は、運営の質の向上を図ることを目的として、指定管理者から提出された事業実績評価を踏まえ、達成状況を評価します。その後、目標の達成状況を横浜市、指定管理者双方で共有し、次年度の計画に反映させます。

なお、評価結果は、横浜市が公表することとします。

(オ) 運営状況の報告について

指定管理者は、横浜市の求めに応じ、運営状況について適宜報告するものとします。

(カ) 業務の基準を満たしていない場合の措置について

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。

それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよ

う、必要な引継ぎを行うものとします。

エ その他

(7) 公正・中立性の確保について

指定管理者は、公設の拠点として、住民、地域団体及び事業者等に対して公正・中立な立場で業務にあたることとします。

(イ) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が別途示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対応することとします。

さらに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(ウ) 情報公開の実施について

指定管理者は、管理業務を実施するにあたっては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行う必要があります。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

(イ) 施設の利用について

指定管理者は、正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒むことはできません（地方自治法第244条第2項）。また、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをすることはできません（地方自治法第244条第3項）。

(オ) 事故への対応及び損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。

なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(カ) 苦情・要望について

指定管理者は、利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、横浜市に適切に報告することとします。

(キ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に拠点を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(ク) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(ケ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(コ) 公租公課

指定管理者は、法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、横浜市財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(カ) 施設情報の定期的報告

指定管理者は、建築及び設備の維持保全の状況について、各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市建築局公共建築部保全推進課が策定している「維持保全の手引き」及び「指定管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(シ) 災害等発生時等の対応

a 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保及び必要な通報等についてのマニュアルの作成及び法令・規則等で定められている防災訓練等を実施し、緊急事態の発生時には的確に対応することとします。

また、警察、消防等に要請するような災害等の緊急事態が発生した場合には、直ちに横浜市にその旨を連絡することとします。

b 災害等の発生時には、市または区と締結する「災害時等における施設利用の協力に関する協定」等の有無にかかわらず、被災者の援助活動等に関して市の求めがあった場合には、協力するよう努めることとします。

c 日頃から地域の様々な情報に触れることができるという利点を活かし、災害発生に備え

た地域の活動を支援することとします。

(ヌ) 急病等への対応

指定管理者は、利用者等の急な病気、けが等に対応できるよう、マニュアルを作成するとともに、近隣の医療機関と連携し、緊急時には的確な対応を行うこととします。

(セ) 廃棄物の対応

指定管理者は、拠点から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ3R夢(スリム)プラン）」等に沿った取組を推進することとします。

(ソ) 自動販売機等について

自動販売機等の設置は、行政財産の目的外使用許可を申請のうえ、横浜市の定める基準に従って行うものとします。

なお、自動販売機使用に係る電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料は、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(タ) 区社協等の事務室使用について

横浜市は、南区社協が拠点の事務室等の一部を使用することについて、目的外使用許可を出す予定です。目的外使用部分にかかる光熱水費は、南区社協が負担します。使用面積については、「横浜市南区福祉保健活動拠点関連資料」を参照ください。

(チ) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）の施行に伴い、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(ツ) 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、横浜市中小企業振興基本条例（平成22年3月横浜市条例第9号）を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

<参考>

横浜市ホームページ「入札・契約情報」のページから、有資格者名簿を閲覧することができます。

URL：<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

(7) 財務状況の確認

横浜市は、安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、1会計年度に1回、指定管理者となっている団体について選定時と同様の財務状況確認を行います。

つきましては、団体から財務諸表等の財務状況を確認できる書類を提出していただく必要があります。

(8) ウェブサイト

a 最低限掲載すべき情報

指定管理者が南区福祉保健活動拠点のウェブサイトを設置する場合は、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) 福祉保健活動拠点の事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

(9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供に努めることとします。

(10) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するように努めることとします。

(11) その他

その他、記載のない事項は、横浜市南区長と協議を行うこととします。

6 選定に関する事項

(1) 選定スケジュール

	項目	時期
1	申請要項の配付	令和2年1月14日（火）から3月13日（金）まで
2	申請要項に関する質問受付	令和2年2月10日（月）から2月14日（金）まで
3	申請要項に関する質問回答	令和2年2月21日（金）頃（予定）
4	申請書類の受付期間	令和2年3月9日（月）から3月13日（金）まで
5	審査及び選定（面接審査実施）	令和2年4月中旬～5月上旬
6	選定結果の通知及び公表	令和2年5月中旬
7	指定管理者の指定	令和2年9月中下旬（予定）
8	指定管理者との協定締結	令和3年3月（予定）

(2) 申請手続きについて

ア 申請要項の配付

(7) 配付期間

令和2年1月14日(火)から令和2年3月13日(金)まで
(土日祝日を除く、午前8時45分から午後5時まで)

(4) 配付場所

南区役所福祉保健課事業企画担当(区役所4階42番窓口)
南区ホームページからもダウンロードができます。

URL:

https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/shisetu/kyoten/kyotennsenntei.html

イ 申請要項等に関する質問の受付

申請要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(7) 受付期間

令和2年2月10日(月)午前9時から2月14日(金)午後5時まで

(4) 提出方法

Fax^{*1}またはE-mailで「質問書(様式12)」を南区福祉保健課事業企画担当にご提出ください。なお、電話での質問には応じかねますので、ご了承願います。

※1: Faxの場合は、送信後に担当まで電話で受信確認をしてください。

<提出先>

南区福祉保健課事業企画担当

Fax: 045-341-1189

E-mail: mn-jigyokikaku@city.yokohama.jp

ウ 申請要項等に関する質問への回答

令和2年2月21日(金)(予定)に、次のウェブページにおいて回答を公表します。

URL:

https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/shisetu/kyoten/kyotennsenntei.html

エ 申請書類の受付

(7) 申請書類

「6(4)申請書類について」を参照

(4) 受付期間

令和2年3月9日(月)午前9時から令和2年3月13日(金)午後5時まで

(4) 提出方法

南区福祉保健課事業企画担当(南区役所4階42番窓口)まで、持参又は記録が残る送付方

法（簡易書留等）でご提出ください（受付期間内必着）。

<送付先>

〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33
南区役所福祉保健課事業企画担当

(3) 審査及び選定の手続きについて

ア 審査方法

審査は、申請団体の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理人合計3名までの出席をお願いします。

面接審査に係る詳細は、申請団体に後日お知らせいたします。

イ 選定委員会（敬称略、50音順）

氏名	所属等
八森 淳	株式会社メディコラボ研究所代表取締役
加賀美 長明	南区連合町内会長連絡協議会副代表
川井 則子	南永田山王台地区民生委員児童委員協議会会長
中根 幹夫	南区障がい児者団体連絡会会員（地域活動ホームどんとこい・みなみ施設長）
伊藤 美穂	東京地方税理士会横浜南支部

ウ 会議の公開

選定委員会は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、選定委員会の会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

項目	評価の視点（例）	配点
1 運営ビジョン		
(1) 地域における福祉保健活動拠点の役割	・ 区の施策を十分に理解したうえで、福祉保健活動拠点の指定管理者として行うべき取組が具体的に考えられているか。	10
(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組	・ 地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、福祉保健活動拠点として課題解決のために行う取組は具体的であるか。	10
(3) 合築施設との連携について	・ 同一敷地内に合築している市民利用施設との連	10

		携方法は具体的であるか。	
2 団体の状況			
(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等		・団体の理念、基本方針及び事業実績等が拠点の設置目的等と合致し、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	10
(2) 財務状況		・団体の財務状況が健全であり、安定した経営ができる基盤があるか。	10
3 職員配置・育成			
(1) 職員の確保及び配置		・十分な職員が確保されており、常に円滑な業務を実施できる体制がとれるか。また、地域福祉保健活動等の経験がある職員を配置することを意識し、実現性が高いか。	10
(2) 育成・研修		・福祉保健活動拠点の機能を発揮するための人材育成及び研修計画は、効果的・具体的な内容になっているか。	10
4 施設の管理運営			
(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組		・施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画が立てられているか。	10
(2) 事件事故等防止体制、緊急時の対応		・事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急の対応、連絡体制などに具体性があり適切か。	10
(3) 防災に対する取組		・日常的な防災への取組の考え方が具体的な内容になっているか。	10
(4) 公正・中立性の確保		・公の施設として、市民及び団体等に対して、公正・中立な対応を図るための取組が示されているか。	10
(5) 利用者のニーズ、要望及び苦情への対応		・利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法が具体的な内容になっているか。	5
(6) 個人情報保護、情報公開、人権尊重の取組		・個人情報保護の取組が具体的な内容になっているか。情報公開への取組が適切であるか。 ・人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組となっているか。	5

	(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注等、本市の重要施策を踏まえた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等、横浜市の重要施策を踏まえた取組になっているか。 	5
5 事業			
(1) 施設の提供			
ア 利用団体との関係性の構築・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用団体の情報を把握し、支援するための取組が具体的であるか。 	10	
イ 施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設稼働率の数値目標を立て、ボランティア等の育成支援を踏まえた利用促進の方針があり、実行性及び実現性を伴う計画となっているか。 	10	
(2) ボランティアに関する事業			
ア ボランティアに関する情報収集、分析及び計画立案	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する情報収集及び分析の方法が具体的であるか。 ・分析結果に基づいて、事業の計画立案を行う方針が具体的に立てられているか。 	10	
イ ボランティアに関する広報及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する情報を、ボランティア活動者、利用者及び地域住民等に提供する方法は具体的であるか。 	10	
ウ ボランティアに関する相談・紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する相談・紹介の方法及びボランティアコーディネートを推進するための具体的な計画が立てられているか。 	10	
エ ボランティアの育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの発掘・育成のための計画が具体的であるか。 ・ボランティア団体及び活動者への支援策が具体的な内容となっているか。 	10	
(3) 他の関連組織とのネットワーク			
ア 関係機関及び地域団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関及び地域団体の情報を十分に把握しており、連携に対する方針が明確であるか。 	10	
イ 区行政との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・区の方針等を十分に把握したうえで連携する具体的な考えがあるか。また、福祉保健活動拠点の役割を理解し、区と協働して取り組む計画となっているか。（地域福祉保健計画、運営方針、区事業等） 	10	
6 収支計画及び指定管理料			

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 ・利用者サービスのための経費への配分等、施設の特長や課題に応じた費用配分となっているか。 	10
(2) 運営費の効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費等を低額に抑える工夫がされているか。 	5
7 前期の指定管理業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・前期の指定期間における福祉保健活動拠点事業の実績が優れているか。 	-10 ~10
合 計		230

審査の結果、選定委員会の定める最低制限基準に満たないときは、指定候補者として選定しません。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知及び申請書類の公表（横浜市会での議決を停止条件として通知・公表）

選定結果は、申請者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、南区のウェブサイトへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の申請書類については、原則として、指定管理者の指定の議決後に公表します。

URL :

https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/shiset-su/kyoten/kyotennsennte.html

カ 指定管理者の指定

横浜市会の議決後に、指定管理者として指定します。（令和2年9月中下旬頃予定）

キ 指定管理者との協定締結

「7 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 申請書類について

書類は、表紙の“□欄”に確認した旨の“レ印”を記入し、各書類にはページ番号及びインデックスを付けてください。

用紙サイズは、原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。なお、文字は明瞭なもの（原則、明朝体とする。）を提出してください。

申請関係書類を提出する際には、「横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者申請関係書類（表紙）」を表紙として付け、「横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者申請関係書類の作成方法」に記載する部数を提出してください。

なお、事業計画書（様式2）については、業務の工夫等について、具体的に記載してください。

また、財務状況の評価を外部の専門機関に一括して委託しますので、「ス」については、法人名及び施設名が明記されているものの他に、法人名及び施設名を消し、法人名及び施設名が特定できない状態にしたものを提出してください。

- ア 横浜市南区福祉保健活動拠点 指定管理者申請関係書類（表紙）
- イ 指定申請書（様式1）（横浜市福祉保健活動拠点条例施行規則 別記様式）
- ウ 事業計画書（様式2）
- エ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式3）
- オ 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式賃-1）
※「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」参照
- カ 福祉活動及び保健活動の実績報告書（様式4）
- キ 団体の概要（様式5）
- ク 役員等氏名一覧表（申請団体評議員を含む。様式6）及び様式のエクセルファイルデータ（CD-R）
- ケ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式7）
- コ 定款、規約その他これらに類する書類
- サ 団体の登記事項証明書
- シ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）
- ス 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度までの直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書及び資金収支計算書等及び様式のエクセルファイルデータ（CD-R）
- セ 税務署発行の納税証明書「その3の3」（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明書）
- ソ 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式8）
※なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。
- タ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式9）
※公益法人等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出する必要があります。
- チ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- ツ 健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近1回分）等
- テ 厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近1回分）等
- ト 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
- ナ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの
※1：各種保険加入の必要がないため、チ、ツ及びテのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについて

ての申出書（様式 10）」を提出してください。

※ 2：その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

(5) 申請条件等について

ア 応募者の資格

法人その他の団体

イ 欠格事項

次に該当する団体は、申請することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
 - (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの
 - (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
 - (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
 - (オ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
 - (カ) 選定委員が、申請しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
 - (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- ※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式 6）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ウ 申請要項の承諾

申請者は、申請書類の提出をもって、本申請要項の記載内容を承諾したものとみなします。

エ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員及びその他の本件関係者に対して、本件申請について直接・間接を問わず接触を禁じます。

オ 複数案提出の禁止

申請書類の提出は、一案までとします。複数案の提出はできません。

カ 内容変更・追加の禁止

提出された申請書類の内容の変更又は申請書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

キ 団体職員以外による、次の行為の禁止

申請にあたって、申請団体の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 申請団体向け説明会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、申請書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(ウ) 選定委員会の面接審査への出席

ク 申請者の失格

申請者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

(ア) エからキの禁止事項に該当する等、本申請要項に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 申請書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

ケ 申請書類の取扱い

申請書類は理由を問わず返却しません。

コ 申請書類の開示

指定管理者及び指定候補者の申請書類は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。その他、横浜市が必要と認めるときは、申請書類の全部又は一部を使用できるものとします。

サ 申請の辞退

正当な理由がある場合に限り、申請書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、辞退届（様式11）を提出してください。

シ 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請団体の負担とします。

ス 申請書類の取り扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する申請書類の著作権は作成した団体に帰属します。

7 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

横浜市は、選定委員会による審査及び選定後、指定候補者と細目の協議を行い、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

ア 管理運営業務の範囲及び内容

イ 法令の遵守

ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等）

エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等）

オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項

カ 施設の維持保全及び管理に関する事項

キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項

ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項

ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

- コ 指定期間満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定期間の開始までに、準備業務として、事業計画書作成業務及び横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細は、指定候補者に別途提示します。

(4) 指定管理者の指定

横浜市は、横浜市の会における指定管理者の指定議案の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定しないことができるものとします。

また、指定から指定期間開始までの協議の過程において、指定管理者による指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

なお、横浜市の会の議決が得られなかった場合においても、南区福祉保健活動拠点に係る業務及び管理の準備のために支出した費用は、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認められるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、もしくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 本申請要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申請時に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の経営状況の悪化や組織再編行為（会社法第 5 編に規定する各行為をいう。以下同じ。）等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われなるとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵

- 略、暴動及びストライキ等の横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う。)により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部もしくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき
 - サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
 - シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、すでに支出した指定管理料の返還、または横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い、指定管理者の組織再編行為等により発生する横浜市の実費（(ア)次期指定管理者の指定のために開催する選定委員会の委員に支払う謝金等の費用、(イ)組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用）等を求めることがあります。

なお、指定管理者が横浜市一般競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。